

## 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会代議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会（以下「協会」という。）定款第14条の規定に基づき、代議員の選出について規定するものである。

(代議員数)

第2条 代議員は、地区連絡協議会を単位として選挙区とし、正会員10名に1名の割合で選出し、端数は切り捨てる。

2 第5条第1項規定の選挙管理委員又は同条第2項規定の選挙管理委員補助者が選出もしくは委嘱されず、当該選挙区での選挙実施が不能となった場合（以下「選挙実施が不能となった地区」を「不選出選挙区」という）の、不選出選挙区の定数（前項に基づき算出された定数）の扱いは以下のとおりとする。

(1) 選挙が実施される選挙区（以下「上乘せ選挙区」という。）の定数に上乘せする形とする。

(2) 上乘せの方法は、ドント式（上乘せ選挙区に所属する選挙権保有者数を、1, 2, 3・・・と順に整数で割り、その商の多い順に割り振る。）による。ただし、ドント式により割振りを決定した結果、2つ以上の商が同一の数値であるために定数の割振り先を定めることができない場合は、同一の数値を示した選挙区の選挙管理委員による抽選により、割振り先を決定する。

(3) 上乘せをする定数については、前号の基準に従い会長が決定する。

3 不選出選挙区の定数を上乘せ選挙区に割り振ることを決定した場合、会長はその内容を不選出選挙区及び上乘せ選挙区を管轄する地区代表に速やかに通知しなければならない。

4 欠員が全定数の6分の1を超えた場合は、補欠選挙を実施することができる。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 正会員は各1個の選挙権を有する。ただし、選挙権は基準日現在会費を完納している正会員に限る。

2 正会員は被選挙権を有し、各選挙区の代議員選挙に立候補できる。ただし、基準日現在会費を完納している正会員に限る。

3 基準日は選挙が実施される年の3月1日とする。任期満了による選挙以外に選挙が実施される場合は、第5条第4項において検討する。

(代議員の選出)

第4条 代議員は選挙により選出する。

2 代議員選挙に立候補しようとする者は、選挙管理委員会が定めた立候補届を各選挙区の選挙管理委員に規定期日までに届け出なければならない。推薦を受け立候補について同意した者は立候補したものとする。

3 前項で届け出のあった立候補者について、選挙管理委員は審査の上受理し、立候補者名簿を作成し、立候補者が第2条の定数である場合又は足りない場合は、投票を行わず立候補者は当選する。

4 選挙は各選挙区において実施し、正会員は所属する選挙区において投票する。

5 正会員は投票日又は投票期間に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。郵送による投票は認めない。

6 正会員は投票に際し、選挙管理委員から要求があった場合には従業者証明書・宅地建物取引士証等で本人の身分を証明しなければならない。

7 正会員は、当該会員の従業者が投票することができる。ただし、従業者は従業者証明書によ

ってその身分を証明しなければならない。

- 8 選挙は無記名投票によって行う。選挙管理委員会は、選挙区ごとに立候補者全員の氏名の記載された投票用紙を作成する。正会員は各々の選挙区の定数を上限に、立候補者氏名の下の欄に丸印を標記することで投票することができる。ただし、丸印の数が定数を超過していた場合、その投票は無効とする。
- 9 当選者は、得票の多い順に決定する。なお、定数内の得票で最下位の同数得票者が複数いる場合は、立候補者本人が、本人が来場していない場合は選挙管理委員が代理で公開の場において抽選によって当選者を決定する。
- 10 前項による当選者以外の者で、次いで当選に至らなかった者で得票数の多い者（同数の場合は、前項と同じ方法による抽選による。）から、10名までを定款第14条第6項に定める補欠代議員とする。
- 11 前項の補欠代議員は、その順位に応じて代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くに至った場合に代議員となる。

（選挙管理委員）

第5条 選挙を運営するために、選挙区毎に地区代表と協議の上で会長の指名により、選挙管理委員を選出する。協議がまとまらなかった場合は会長の指名により選出する。

- 2 選出作業等のために、選挙管理委員の補助をする者（以下「補助者」という。）を地区代表と協議の上で会長の指名により委嘱することができる。協議がまとまらなかった場合は会長の指名により委嘱する。補助者は前条に掲げる事項について、選挙管理委員の指示により選挙管理委員に代わって職務を遂行することができる。
- 3 選挙管理委員及び補助者（以下「選挙管理委員等」という。）は理事及び代議員立候補予定者以外の者とし、委員数は選挙区毎に1名とする。補助者数は松山地区8名、今治地区2名、それ以外の地区は1名とする。
- 4 選挙の立候補届出期日、告示の時期及び方法、投票実施期間等について、共通する項目は各選挙区の選挙管理委員が一堂に会して決定する。
- 5 投票を実施する場所、投票日及び開票日については各選挙区の選挙管理委員等が定める。決定した内容は協会に報告しなければならない。
- 6 各選挙区の選挙管理委員等は立候補の届出が有効と認めたときは、立候補者に対して立候補届出受理書によって通知する。
- 7 各選挙区の選挙管理委員等は、選挙権を有する正会員に対し、入場券を送付する。
- 8 各選挙区の選挙管理委員等は、前条により当選した者（前条第10項の補欠代議員も含む。）に対し、代議員就任の意思確認（補欠代議員については繰上げで代議員に就任する意思確認）を行う。
- 9 選挙管理委員等は、当選者が確定後10日が経過し、会員から異議のない場合は任期を終える。
- 10 選挙管理委員等は、理事候補者選挙の選挙管理委員等と兼務することができる。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規程は、公益社団法人への移行登記の日より施行する。
- 2 平成27年1月16日一部改正（第4条第6項の取引主任者を取引士へ）、平成27年4月1日より施行する。
- 3 平成28年1月15日一部改正（第4条第2項の推薦立候補条項削除、同条第3項選挙管理委

員による立候補者名簿の作成。同条第8項の投票方法の変更)、同日施行する。

- 4 平成29年9月21日一部改正(第4条第2項の推薦立候補条項追加)、即日施行する。
- 5 令和元年10月4日一部改正(第4条第8項、第8項の2、第8項の3の投票方法の変更)、同日施行する。
- 6 令和3年10月19日一部改正(第4条第8項、第8項の2、第8項の3の投票方法の変更)、同日施行する。
- 7 令和4年2月7日一部改正(第2条第2項・第3項追加、旧第2項の条項ずれ、第4条第9項の追記、第11項から第13項の追加、第5条第1項・第2項・第8項の追記、第9項の削除、旧第10条・第11条の条項ずれ)、同日施行する。